

仕 様 書

1 業務件名

宮崎県が所有又は使用する自動車の任意保険加入契約

2 契約期間

令和3年4月1日午後4時から令和4年4月1日午後4時

3 対象車両

宮崎県が所有又は使用する自動車のうち、次の自動車とする。

普通貨物自動車 (0.5t超2t以下)	7台
普通貨物自動車 (2t超)	2台
普通乗合自動車 (小型バス)	1台
小型貨物自動車	302台
軽貨物自動車	143台
特種自動車	53台
普通乗用自動車	23台
小型乗用自動車	208台
軽乗用自動車	134台
軽二輪車	2台
合計	875台

4 自動車損害保険の条件

(1) 担保内容

対人賠償責任保険 最高限度額 無制限 (免責額なし) 示談交渉サービス付
対物賠償責任保険 最高限度額 200万円 (免責額なし) 示談交渉サービス付
ロードアシスタンスサービス付帯 (レッカー牽引、落輪時の引上げ、バッテリー上がり時のジャンピング、パンク時のスペアタイヤ交換、燃料切れ時の給油、キー閉じ込み時の鍵開け)

(2) 特約条項

- ① 保険契約開始後に宮崎県が取得した自動車の補償は、当該自動車を取得した時点で開始すること。
- ② 保険契約開始後に宮崎県が取得した自動車の保険会社への報告については、当該自動車を取得した日から起算して1箇月以上の猶予を提供すること。
- ③ 保険契約期間中の保険加入車両台数の増減に伴う保険料は、年度末に精算を行うこと。
- ④ 運転者限定特約の限定運転者は、次に該当する者とする。こと。
 - ・記名被保険者
 - ・国家公務員
 - ・地方公務員
 - ・請負契約、委任契約、派遣契約又はこれらに類似の契約に基づき記名被保険者の使用人に準ずる地位にある者
- ⑤ 保険加入車両の修理、点検期間中の代替車両についての補償は不要とすること。
- ⑥ 保険契約期間中に宮崎県が実施する宮崎県職員を対象とした安全運転講習会に講師を派遣し、契約保険内容及び交通事故防止のためのリスクマネジメントに関する講習を行うこと。なお、安全講習会への講師派遣は5回を限度とする。

5 事故の受付

事故受付フリーダイヤルを有し、契約の全期間において24時間体制で受付が可能であること。

6 秘密の保持

本契約に関して宮崎県が開示した情報及び契約履行過程で生じた情報等を、本契約の目的以外に使用し又は第三者に開示若しくは漏洩してはならない。